

市有林毎木調査業務委託(造林事業)仕様書

第1条 適用

本仕様書は、令和4年度秋田市雄和地区における「市有林毎木調査業務委託(造林事業)」(以下「本業務」という。)に適用され、受託者が実施しなければならない事項を定めるものとする。

第2条 目的

本業務は、秋田市が実施する市有林の皆伐再造林を円滑に進めるため、立木入札に必要な毎木調査を行うものである。

また、市有林による造林事業は、公有林の持つ木材供給と国土保全機能の維持保全や森林の二酸化炭素吸収対策を実施するため、計画的に間伐や皆伐再造林を進めるものである。

第3条 実施計画

受注者は、本業務の実施前に以下の書類を提出するものとする。

着工届、工程表、主任技術者・照査技術者通知書

第4条 実施方法

本業務の実施にあたっては、労働者の管理およびその他設備等については法令の定めるところに従い、また、造林地の保護管理、特に火災の予防には万全の措置を講ずること。

1 毎木調査

- (1) 森林調査は、森林施業図や森林GIS等により位置情報を確認しながら調査すること。
- (2) 写真撮影は、作業工程や作業状況が分かるように撮影すること。
- (3) 毎木調査は、全ての立木を以下のとおり調査すること。
 - ・ 立木入札に必要な、本数、胸高直径、材積、製品歩留まり等を調査すること。
 - ・ 原木搬出に必要な、路網や伐採期間についても併せて調査すること。
- (4) 成果品は、紙およびデータにより提出すること。

2 その他

- (1) 森林調査については、森林GPSにより位置確認するとともに、必要により関係者と協議しながら支障をきたさぬよう配慮すること。
- (2) 本仕様書に定めない事項については、監督員の指示に従うこと。